

国立大学法人九州大学職員給与規程

平成16年度九大就規第14号
 制定：平成16年 4月 1日
 最終改正：平成27年 3月30日
 (平成26年度九大就規第7号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 基本給（第8条－第13条）
- 第3章 諸手当（第14条－第29条）
- 第4章 賞与（第30条－第32条）
- 第5章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第23条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の給与に関する事項について定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の計算期間	給与の支給日
基本給月額 基本給調整額 基本給調整額に準ずる手当 管理職手当 初任給調整手当 地域手当 地域調整手当 広域異動手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる手当	一の月の初日から末日まで	その月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
特殊勤務手当 入試手当 学位論文調査手当 診療従事手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜勤手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）
遠隔地手当		11月21日

		ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
寒冷地手当	一の月の初日から末日まで	1 1月から3月までの各月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用することがある。この場合の給与の種類、計算期間及び支給日は、別に定める。

(給与の支払)

第3条 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令又は事業場の職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との書面による協定に定めがある場合には、給与の一部を控除して支払う。

2 前項の給与の支払は、原則として、職員の指定する職員本人の預貯金口座への振込みによる。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第5条 前条及び第25条から第27条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給並びにこれに対する地域手当又は地域調整手当及び広域異動手当（以下「地域手当等」という。）並びに管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び特地勤務手当に準ずる手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額合計額を1月の所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第21条に規定する特殊勤務手当（夜間看護等手当及び待機手当を除く。）が支給されることとなる勤務に該当する場合の第25条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第6条 第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第25条から第27条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第2章 基本給

(基本給)

第8条 各職員の受ける基本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 基本給は、基本給表に定める基本給月額及び第12条に規定する基本給調整額の合計額とする。

(基本給表の種類)

第9条 基本給表の種類は次に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職基本給表
 - イ 一般職基本給表(一)(別表第1-1)
 - ロ 一般職基本給表(二)(別表第1-2)
- (2) 特定業務専門職基本給表(別表第1-3)
- (3) 教育職基本給表(別表第1-4)
- (4) 医療職基本給表
 - イ 医療職基本給表(一)(別表第1-5)
 - ロ 医療職基本給表(二)(別表第1-6)
- (5) 指定職基本給表(別表第1-7)
- (6) 特定有期職基本給表
 - イ 特定有期職基本給表(一)(別表第1-8)
 - ロ 特定有期職基本給表(二)(別表第1-9)

2 各基本給表(指定職基本給表を除く。)に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び級別の資格基準は、本学が定める。

(基本給の支給)

第10条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、基本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職(死亡の場合を除く。)し、又は解雇されたときは、その日まで基本給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。

4 職員が、次の各号のいずれかに該当するときに基本給を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、当該月の現日数から就業通則第31条第5項に規定する休日(就業通則第32条の規定が適用される職員については、これに相当する休日)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- (1) 第1項又は第2項に該当する場合
- (2) 就業通則第12条の規定により休職となり、又は休職の終了により復職した場合
- (3) 就業通則第39条第1項の規定により育児休業を開始し、又は育児休業の終了により復職した場合
- (4) 就業通則第40条の2第1項の規定により自己啓発等休業を開始し、又は自己啓発等休業の終了により復職した場合
- (5) 就業通則第44条第2項第3号の規定により出勤停止となり、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

(基本給の異動)

第11条 新たに職員となった者の基本給の号は、その者の学歴、免許・資格及び経歴等に応じて決定する。

2 勤務成績が良好であることその他本学が定める基準により、相当と認める職員については、当該職員の級を同一の基本給表の上位の級に変更することができる。

3 職員が就業通則第8条の規定による降任をしたときは、当該職員の級を同一の基本給表の下位の級に変更することができる。

4 基本給表の適用を異にする異動をした職員、又は初任給の基準を異にする職に異動した職員の号については、本学が定める。

5 職員(指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うことができる。

6 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号数については、本学が定める。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号を超えて行うことができない。

8 前7項に規定するもののほか、特別な事由があると本学が認めた場合には、上位の号に決定することができる。

(基本給調整額)

第12条 職務内容の特殊性により、同じ職務の級に属する他の職に比べて、基本給月額が適当でないと思えられる者には、基本給調整額を支給する。

2 基本給調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第1-10に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1-11の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。

(基本給調整額に準ずる手当)

第12条の2 教育職基本給表の適用を受けない職員が大学院の学府の教授、准教授、講師(非常勤講師を除く。)又は助教を兼ねるときは、基本給調整額に準ずる手当を支給する。

2 基本給調整額に準ずる手当の額は、前条第2項の規定を準用した場合に得られる額とする。

3 この規程の第5条、第10条、第13条、第16条、第16条の2、第16条の3、第22条、第23条、第30条及び第31条の規定の適用にあつては、基本給表に定める基本給月額、基本給調整額及び基本給調整額に準ずる手当の合計額を基本給とする。

(基本給の半減)

第13条 第10条の規定にかかわらず、職員が傷病(業務上及び通勤による傷病を除く。)に係る療養のため、又は疾病(業務上及び通勤による疾病を除く。)にかかる就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあつては1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給の半額を減ずる。

第3章 諸手当

(管理職手当)

第14条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、本学が指定する職を占める職員に支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 管理職手当の月額、基本給表及び職務の級並びに職の別により本学が定める区分に応じて、別表第1-12に掲げる額とする。

(初任給調整手当)

第15条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員(教育職基本給表の適用を受け、かつ、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、月額50,300円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。この場合の月額は、当該手当の支給対象職員となった日以後の期間の区分に応じて別表第1-13に掲げる額とする。

2 職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった者で、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、初任給調整手当及びこれに相当する手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(地域手当)

第16条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮した場合に支給する必要があると認められる次の各号に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

- (1) 東京都特別区
- (2) 福岡県福岡市

- (3) 福岡県春日市
 - (4) 福岡県糟屋郡粕屋町
 - (5) 福岡県糟屋郡篠栗町
- 2 地域手当の月額、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、前項に規定する地域に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- (1) 前項第1号の地域 100分の18
 - (2) 前項第2号から第5号までの地域 100分の10
- 3 前項第2号の割合により地域手当を支給されていた職員が、異動又は施設の移転（以下「異動等」という。）により、地域手当の支給地域以外の地域に勤務することとなった場合（職員が、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は施設に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他これに相当すると本学が認める場合に限る。）は、異動等の日から3年間、当該異動等の日の前日に支給されていた支給割合により地域手当を支給する。
- 4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員又は他の国立大学法人の職員その他これに準ずると本学が認めるもの（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情を考慮して、前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、採用の日から2年間、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合により地域手当を支給する。
- (1) 採用の日から1年を経過するまでの期間 採用の直前に勤務していた機関において支給されていた地域手当又はこれに相当する手当の支給割合
 - (2) 採用の日から2年を経過するまでの期間（前号の期間を除く。） 前号の支給割合に100分の80を乗じた割合
（地域調整手当）
- 第16条の2 地域調整手当は、前条第1項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員（前条第3項又は第4項の規定により、地域手当を支給されている者を除く。）に支給する。
- 2 地域調整手当の月額、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の4を乗じて得た額とする。
（広域異動手当）
- 第16条の3 広域異動手当は、在勤する地域を異にして異動等をした職員のうち、次の各号に掲げる距離がいずれも60km以上となる者又はこれに相当すると認められる者に、異動等の日から3年間支給する。ただし、第16条第1項又は第3項の規定により地域手当を支給される職員には、広域異動手当は支給しない。
- (1) 異動等の日の前日に在勤していた施設と当該異動等の直後に在勤する施設との間の距離（以下「施設間の距離」という。）
 - (2) 異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設との間の距離
- 2 広域異動手当の月額、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる施設間の距離の区分に応じてそれぞれ定める割合から、前条に規定する地域調整手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。
- (1) 300km以上 100分の10
 - (2) 60km以上300km未満 100分の5
- 3 給与法適用職員等であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情を考慮して、広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて、当該職員に広域異動手当を支給する。ただし、広域異動手当の支給割合が当該職員の地域手当の支給割合以下となるときは、広域異動手当は支給しない。
- 4 前項本文の場合において、第1項中「異動等」とあるのは「採用」と、第2項中「前条に規定する地域調整手当」とあるのは「前条に規定する地域調整手当又は第16条第4項の規定による地域手当」と読み替えるものとする。

(扶養手当)

第17条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の扶養親族欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、対象となる扶養親族に応じて同表に定める額の合計額とする。

扶 養 親 族	手 当 額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	13,000円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）
第3号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第4号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第5号 重度心身障害者	

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は扶養親族とすることができないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。

(1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合

(2) 新たに扶養親族の要件を具備するに至った者がある場合

(3) 扶養親族の要件を欠くに至った者がある場合（第2項の表の第2号又は第4号の扶養親族が、満22歳に達した日以後最初の3月31日の経過により、当該要件を欠くこととなった場合を除く。）

(4) 扶養親族のある職員が、配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(5) 扶養親族のある職員が、配偶者を有することとなった場合（第2号に該当する場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、次の各号に掲げる場合に応じ、各号に定める月から開始する。

(1) 前項第1号又は第2号の場合 採用された日又は扶養の事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(2) 前号の場合で、届出がそれぞれ事実が生じた日から15日を経過した後にされたとき 届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

7 扶養手当を受けている職員が退職し、若しくは解雇された場合又はすべての扶養親族が扶養親族の要件を欠くに至った場合には、扶養手当の支給は、それらの事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。

8 扶養手当を受けている職員に次の各号に掲げる事実が生じた場合には、当該各号に定める月からその支給額を改定する。

(1) 更に扶養親族を有するに至った場合、扶養親族のうち一部が扶養親族の要件を欠く

- に至った場合又は第5項第4号又は第5号に掲げる事由が発生した場合 当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- (2) 前号の場合で、個々の扶養親族の手当額において増額改定となる場合で、届出が当該事実が生じた日から15日を経過した後になされたとき 届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- (3) 扶養親族である子が、特定期間にある子となった場合 満15歳に達する日後の最初の4月
(住居手当)

第18条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、住居手当の月額額は、職員の区分に応じて同表に定める手当額（第1号に該当する職員のうち、第2号にも該当するものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職 員 の 区 分	手 当 額
第1号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等により宿舍を貸与されている職員を除く。以下この条において同じ。）	次の各号の区分に応じて、それぞれ掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
第2号 第20条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めるもの	第1号の例により算出した額の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 2 新たに住居手当の要件を具備するに至った職員は、当該事実発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。
- 3 住居手当の支給は、職員が新たに住居手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 4 職員が住居手当の要件を欠くに至った場合には、住居手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）からその支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（そ

の日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始する。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。ただし、交通機関、有料の道路(以下「交通機関等」という。)又は自動車等の交通用具(以下「自動車等」という。)を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(第3号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として本学が定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては1月。以下「支給単位期間」という。)につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次の各号に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じて、それぞれ掲げる額

イ	5 km未満	2,000円
ロ	5 km以上10 km未満	4,200円
ハ	10 km以上15 km未満	7,100円
ニ	15 km以上20 km未満	10,000円
ホ	20 km以上25 km未満	12,900円
ヘ	25 km以上30 km未満	15,800円
ト	30 km以上35 km未満	18,700円
チ	35 km以上40 km未満	21,600円
リ	40 km以上45 km未満	24,400円
ヌ	45 km以上50 km未満	26,200円
ル	50 km以上55 km未満	28,000円
ヲ	55 km以上60 km未満	29,800円
ワ	60 km以上	31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ掲げる額
- イ 自動車等の片道の使用距離が2 km以上である職員 第1号及び前号に掲げる額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- ロ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額以上である職員 第1号に定める額
- ハ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額未満である職員 前号に定める額

3 異動等に伴い、地域を異にして勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資すると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの及びこれらのものとの権衡上必要があると認められるものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 新たに通勤手当の要件を具備するに至った職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。通勤手当を受けている職員が、部局等を異にして異動した場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更をした場合又は負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

5 通勤手当の支給は、職員が新たに通勤手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

6 通勤手当を支給されている職員が退職し若しくは解雇された場合、又は通勤手当の要件を欠くに至った場合には、通勤手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。

7 通勤手当を支給されている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

8 第2条の規定にかかわらず、通勤手当は、原則として、支給単位期間に係る最初の月の同条に定める給与の支給日に支給する。

9 通勤手当を支給される職員について、退職、支給要件の喪失、通勤経路等の変更その他本学が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

第20条 異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に勤務する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員及びこれらの職員との権衡上必要があると認められる職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の配偶者が単身赴任手当又はこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。
- 3 単身赴任手当の月額を、26,000円とする。ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、次の表に掲げる交通距離の区分に応じて定める額を加算した額とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	6,000円
300km以上	500km未満	13,000円
500km以上	700km未満	20,000円
700km以上	900km未満	26,000円
900km以上	1,100km未満	33,000円
1,100km以上	1,300km未満	38,000円
1,300km以上	1,500km未満	43,000円
1,500km以上	2,000km未満	48,000円
2,000km以上	2,500km未満	53,000円
2,500km以上		58,000円

- 4 新たに単身赴任手当の要件を具備するに至った職員は、当該事実発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。
- 5 単身赴任手当の支給は、職員が新たに単身赴任手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 6 職員が単身赴任手当の要件を欠くに至った場合には、単身赴任手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 7 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

（特殊勤務手当）

第21条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、勤務の内容、手当額等については、別表第2に定める。

（入試手当）

第21条の2 入試手当は、職員が、別表第3の入試区分に掲げる試験において、職員区分に応じて同表に定める業務に従事した場合に支給する。ただし、第14条の規定により管理職手当の適用を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、同表の備考3において支給対象として定める業務に従事した場合を除き、支給しない。

- 2 前項の入試手当の額は、別表第3に掲げる入試区分、職員区分及び業務区分に応じて同表の手当額に掲げる額とする。

- 3 入試手当は、別表第3に定める業務について、第25条第2項に規定する時間外勤務手当又は第26条に規定する休日勤務手当が支給される場合には支給しない。

（学位論文調査手当）

第21条の3 学位論文調査手当は、九州大学学位規則第17条第2項に規定する調査委員となった職員が、同項に規定する論文の調査及び学力の確認（以下「調査等」という。）を行った場合に支給する。

- 2 前項の学位論文調査手当の額は、調査等を行った論文に係る調査委員数並びに主査及び主査以外の区分に応じて、論文1件につき、次の表に定める額とする。

調査委員数	手 当 額	
	主 査	主査以外
3人	20,000円	6,500円
4人	20,000円	4,000円
5人	20,000円	3,000円
6人	20,000円	2,500円
7人	20,000円	2,000円
8人	20,000円	1,800円
9人	20,000円	1,600円
10人	20,000円	1,400円

(診療従事手当)

第21条の4 診療従事手当は、就業通則第32条の規定により勤務する教員が、診療業務に従事した場合に支給する。

- 2 診療従事手当の月額は、24,000円とする。

(特地勤務手当)

第22条 生活の著しく不便な地に所在する施設として次に掲げる施設(以下「特地施設」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- (1) 農学部附属演習林宮崎演習林
- (2) 農学部附属農場高原農業実験実習場
- (3) 九重研修所

- 2 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、特地施設の級別区分に応じ、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

特 地 施 設	級別区分	支給割合
前項第1号の施設	1級地	100分の12
前項第2号及び第3号の施設	2級地	100分の4

- 3 前項の特地勤務手当基礎額は、職員が特地施設に勤務することとなった日に受けていた基本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と、現に受ける基本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第23条 職員が異動等に伴って住居を移転した場合に、当該異動等の直後に勤務する施設が特地施設に該当するときは、当該職員には、当該異動等の日から3年以内の期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 前項の手当の月額は、同項に規定する異動等の日に受けていた基本給及び扶養手当の月額合計額に、次の表に掲げる異動等の後の特地施設の級別区分に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

級別区分	支給割合
1級地	100分の6
2級地	100分の5

- 3 第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(遠隔地手当)

第23条の2 11月1日(以下この条において「基準日」という。)において、農学部附属演習林北海道演習林に勤務する職員には、遠隔地手当を支給する。基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の3月1日までの間(以下「支給対象期間」という。)に採用、異動等の事由により勤務することとなった職員に対しても同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には遠隔地手当は支給しない。ただし、第2号のいずれかに該当する者が、支給対象期間において、同号のい

れにも該当しないこととなった場合は、この限りでない。

- (1) 基準日から翌年3月1日までの期間の全日数にわたって北海道以外の地にある職員（扶養親族のある職員で、当該扶養親族が当該期間内に北海道に居住するものを除く。）
- (2) 基準日において、次のいずれかに該当する者
 - イ 就業通則第12条第1項第2号により休職となった職員（以下「刑事休職者」という。）
 - ロ 就業通則第12条第1項により休職となった職員のうち、給与の支給を受けていない職員（第12条第1項第2号に該当する者を除く。以下「無給休職者」という。）
 - ハ 就業通則第39条第1項により育児休業をしている職員（以下「育児休業者」という。）
 - ニ 就業通則第40条の2第1項により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業者」という。）
 - ホ 就業通則第44条第2項第3号により出勤停止となった職員（以下「出勤停止者」という。）
- 3 遠隔地手当の額は、基準日（第1項後段に規定する職員にあっては、当該職員が農学部附属演習林北海道演習林に勤務することとなった日とし、第2項ただし書により支給を受けることとなった職員にあっては、同項第2号のいずれにも該当しないこととなった日とする。）における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族（第17条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）のある職員（北海道に居住する扶養親族のないものうち、第20条第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの（本学が定めるものに限る。）及びこれに相当すると認められるものを除く。）	扶養親族のない職員	
75,000円	55,000円	30,000円

（寒冷地手当）

第24条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、農学部附属演習林北海道演習林に勤務する職員には、寒冷地手当を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には寒冷地手当は支給しない。
 - (1) 日本国外にある職員（次項の表における「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）
 - (2) 刑事休職者
 - (3) 無給休職者
 - (4) 育児休業者
 - (5) 自己啓発等休業者
 - (6) 出勤停止者
- 3 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯等の区分	
世帯主である職員	

扶養親族のある職員（寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、第20条第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの（本学が定めるものに限る。）及びこれに相当すると認められるものを除く。）	その他の世帯主である職員	その他の職員
26,380円	14,580円	10,340円

（時間外勤務手当・休日勤務手当）

第25条 過半数代表者との書面による協定に基づく時間外勤務を行った職員には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125（当該勤務が午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日（次条の規定により休日勤務手当が支給される日を除く。）に勤務した職員には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135（当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 就業通則第31条第5項に規定する休日

(2) 国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第19号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。）第12条の規定により休日となった日

第26条 過半数代表者との書面による協定に基づく休日勤務を行った職員には、当該休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135（当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

第26条の2 前2条の規定にかかわらず、時間外勤務を行った時間と休日勤務を行った時間とを合算した時間が1月につき60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

（夜勤手当）

第27条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間（前条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（宿日直手当）

第28条 職員が、勤務時間、休暇等規程第14条の規定により宿日直を行った場合には、宿日直手当を支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、その宿日直1回につき、国立大学法人九州大学職員宿日直勤務細則（平成16年度九大就規第32号）第2条各号に定める宿日直の区分に応じて次の表に定める額とする。

宿日直の区分	手当額
第1号の宿日直	6,300円
第2号の宿日直	20,000円
第3号の宿日直	6,300円

3 宿日直は、第25条から第27条までの勤務には含まれない。

（管理職員特別勤務手当）

第29条 第14条の規定により管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業通則第31条第5項に規定する休日に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により就業通則第31条第5項に規定する休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 勤務1回につき、管理職手当の区分等に応じて次に定める額

区 分		支給額（実働時間が6時間を超える勤務）
管理職手当 適用職員	1種	12,000円（18,000円）
	2種	10,000円（15,000円）
	3種	8,500円（12,750円）
	4種	7,000円（10,500円）
	5種	6,000円（9,000円）
指定職基本給表適用職員		18,000円（27,000円）

(2) 前項に規定する場合 勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額

区 分	支給額
1種	6,000円
2種	5,000円
3種	4,300円
4種	3,500円
5種	3,000円

第4章 賞与

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1月以内に退職し、又は就業通則第17条第1項若しくは第2項に該当して解雇された職員（以下「退職者等」という。）に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員には、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 刑事休職者

ロ 無給休職者

ハ 育児休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間等がない職員

ニ 自己啓発等休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間等がない者

ホ 出勤停止者

(2) 退職者等のうち、次に掲げる職員

イ 退職等の日において前号のいずれかに該当する職員であったもの

ロ 退職し、又は解雇された後、基準日までの間に給与法適用職員等となったもの（本学の在職期間を当該機関の職員としての在職期間に通算することとしている機関の職員となったものに限る。）

3 期末手当の額は、基準日現在（退職者等にあつては退職等の日現在。以下同じ。）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当等の月額の合計額（以下「期末手当基礎額」という。）に、6月に支給する場合は100分の122.5、12月に支給する場合は100分の137.5（管理職手当が支給される職員のうち、本学が指定するもの（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合は100分の102.5、12月に支給する場合は100分の117.5）

5、指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、6月に支給する場合は100分の62.5、12月に支給する場合は100分の77.5)を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

- 4 職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して本学が定める職員にあっては、前項の規定にかかわらず、基本給及びこれに対する地域手当等の月額合計額に、職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を前項に規定する期末手当基礎額に加算した額を、同項の期末手当基礎額とする。
- 5 本学が定める管理又は監督の職にある職員にあっては、第3項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定による額に、基本給月額に、職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額を、第3項の期末手当基礎額とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、期末手当を支給することが不相当と認められる事由のある職員については、これを支給しないこと又は一時差し止めることができるものとする。
- 7 特定有期教員及び特定有期病院医療職員については、第2項第2号ロは適用しないものとする。

（勤勉手当）

第31条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員及び退職者等に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 就業通則第12条第1項の規定に該当して休職となった職員（同項第1号に該当して休職となった職員のうち、給与の全額を支給されている者を除く。）

ロ 育児休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

ハ 自己啓発等休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

ニ 出勤停止者

(2) 退職者等のうち、次に掲げる職員

イ 退職等の日において前号のいずれかに該当する職員であったもの

ロ 前条第2項第2号ロに掲げる者（勤勉手当に相当する手当の支給がない場合はこの限りでない。）

3 勤勉手当の額は、基準日現在において職員が受けるべき基本給及びこれに対する地域手当等の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、職員の勤務成績に応じて本学が定める割合に、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60

3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

4 前条第4項及び第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。

5 前条第6項及び第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

第5章 雑則

(個別契約)

第32条 病院長その他この規程により難しい者については、個別の契約により定める。

(期間を定めて雇用される者の取扱い)

第33条 九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第2条第2項の規定により期間を定めて雇用される者の取扱いで、この規程の規定を適用しない事項については別表第4のとおりとする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の職員となった者に係るこの規程施行後の給与に関する決定その他の手続は、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 前項の場合において、基本給表の名称については、次の表のとおり読み替えるものとし、基本給表における職務の級及び号については、別に通知をしない限り、施行日の前日に受けていた職務の級及び号俸等に対応する基本給月額に決定されたものとする。

施行日の前日における俸給表	施行日において決定されたとみなす基本給表
行政職俸給表（一）	一般職基本給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職基本給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職基本給表
医療職俸給表（二）	医療職基本給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職基本給表（二）
指定職俸給表	指定職基本給表

4 第2条の規定にかかわらず、次項第2号に定める特殊勤務手当の計算期間及び支給日は、次に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与の支給日
特殊勤務手当（後期専門研修医指導手当及び周産期医療従事者指導手当に限る。）	一事業年度の初日から末日まで	3月21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

5 第21条に規定する特殊勤務手当として、別表第2に定めるもののほか、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める手当を支給する。ただし、平成21年度における第2号に定める手当の額については、「50,000円」とあるのは「25,000円」と、「30,000円」とあるのは「15,000円」とする。

(1) 平成21年12月1日から平成23年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
救急診療手当	九州大学病院の教員（有期教員、特定有期教員を含む。）	休日（8時00分から18時00分ま	13,570円 1回

	が、休日及び夜間において救急医療のうち三次救急患者の診療業務に従事したとき。	で) 夜間(18時00分から8時00分まで)	18,659円	
分娩従事手当	九州大学病院の教員(有期教員、特定有期教員を含む。)及び助産師が、分娩に係る業務に従事したとき。	医師(当該分娩に従事する者2名まで) 助産師(当該分娩に従事する者2名まで)	3,000円 2,000円	1分娩

(2) 平成21年12月1日から平成25年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
後期専門研修医指導手当	九州大学病院の教員(有期教員、特定有期教員を含む。)が、後期専門研修プログラムに基づき、後期研修医の指導に係る業務に従事したとき。	50,000円	1事業年度

(3) 平成21年12月1日から平成26年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
周産期医療従事者指導手当	九州大学病院の教員(有期教員、特定有期教員を含む。)、助産師及び看護師が、周産期医療に従事する医師、助産師及び看護師の指導に係る業務に従事したとき。	医師 50,000円 助産師、看護師 30,000円	1事業年度

6 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる級以上である者でその号が当該級における最低の号でないものに限る。以下「特定職員」という。)に対する次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 基本給月額 当該特定職員の基本給月額(当該特定職員が附則(平成17年度九大就規第17号)第3条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の適用がなかったものとした場合の基本給月額とする。また、当該特定職員が第13条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額に減ぜられた基本給月額とする。以下この項において同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の基本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額(当該特定職員が同条の規定を受ける者である場合にあっては、当該最低の号の基本給月額からその半額を減じた額。以下この項において同じ。)に達しない場合(以下「最低号に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額を減じた額(以下「基本給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 地域調整手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額

- に対する地域調整手当の月額)
- (4) 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあつては、基本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- (5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(第30条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額(同条第5項に規定する管理又は監督の職にある職員(以下「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、基本給月額に職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項の表に定める割合以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、基本給月額減額基礎額に職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項の表に定める割合以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額)
- (6) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(第31条第4項で準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、基本給月額に職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第3項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額(管理監督職員にあつては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第3項に規定する割合を乗じて得た額)

基本給表	職務の級
一般職基本給表(一)	6級
特定業務専門職基本給表	4級
教育職基本給表	5級
医療職基本給表(一)	6級
医療職基本給表(二)	6級

- 7 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(以下「減額支給対象職員」という。)の管理職手当に係る第14条第2項の規定の適用については、同条第2項中「別表第1-12に掲げる額」とあるのは「別表第1-12に掲げる額に100分の98.5を乗じて得た額」と読み替える。
- 8 減額支給対象職員の特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当は、第22条第2項

及び第3項又は第23条第2項及び第3項の規定にかかわらず、第6項第1号の規定により算出される額を考慮して、関係人事院規則に準じて算出される額をそれぞれ当該手当として支給する。

9 減額支給対象職員の第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条第1項の規定にかかわらず、基本給から附則第6項第1号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額並びに基本給に対する地域手当から同項第2号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額又は基本給に対する地域調整手当から同項第3号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額及び基本給に対する広域異動手当から同項第4号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額並びに管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び特地勤務手当に準じる手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額合計額を1月の所定労働時間数で除して得た額とする。

10 この規程を実施するにあたって必要な技術的事項については、当分の間、関係人事院規則の例によるものとする。

附 則（平成16年度九大就規第46号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第6号）

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

2 改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程第24条第3項の規定にかかわらず、平成17年11月1日から平成19年3月31日の間において、同条第1項の基準日において次に掲げる世帯等の区分に該当する職員に支給する寒冷地手当の額は、次の表の左欄に掲げる月の区分に応じて同表の右欄に掲げる額とする。

(1) 世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員

平成17年11月から平成18年3月まで	30,600円
平成18年11月から平成19年3月まで	26,600円

(2) 世帯主である職員のうち、その他の世帯主である職員

平成17年11月から平成18年3月まで	15,440円
---------------------	---------

3 改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程に定めるもののほか寒冷地手当の支給に当たって必要な事項については、当分の間、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年6月8日法律第200号）その他関係法令等に規定する国家公務員の寒冷地手当の支給の例によるものとする。

附 則（平成17年度九大就規第8号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第17号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職員の級及び号の切替え）

第2条 平成18年3月31日（以下「施行日前日」という。）から引き続き在職する職員の級及び号については、本学が定めるところにより、この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）に基づく級及び号に決定する。

（基本給についての経過措置）

第3条 施行日前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が、同日に受けていた基本給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下「施行日前日の基本給月額」という。）に達しないこととなる職員（次項及び第3項に該当する者を除く。）には、平成26年3月31日までの間、施行日前日の基本給月額を、この規程による基本給月額として支給する。

(1) 適用される基本給、職務の級及び号が、それぞれ次の表の基本給表欄、職務の級欄

及び号欄に掲げるもの以外の職員（次号に掲げる職員を除く。） 100分の99.1

基本給表	職務の級	号
一般職基本給表（一）	1級	1号から56号まで
	2級	1号から24号まで
	3級	1号から8号まで
一般職基本給表（二）	1級	1号から68号まで
	2級	1号から32号まで
特定業務専門職	1級	1号から40号まで
	2級	1号から8号まで
教育職	1級	1号から44号まで
	2級	1号から32号まで
	3級	1号から12号まで
医療職（一）	1級	1号から52号まで
	2級	1号から32号まで
	3級	1号から16号まで
	4級	1号から4号まで
医療職（二）	1級	1号から56号まで
	2級	1号から40号まで
	3級	1号から16号まで
	4級	1号から4号まで

(2) 指定職基本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

2 施行日前日から引き続き在職する職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、施行日以降に次に掲げる各号のいずれかの事由に該当することとなった職員で、当該事由該当後にその者の受ける基本給月額が、施行日前日に当該事由が生じたものとみなした場合にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程によりその者が同日に受けることとなる基本給月額（平成21年12月1日において、前条各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下「事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額」という。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額を新規規程による基本給月額として支給する。

(1) 基本給表の適用を異にする異動又は初任給の基準を異にする職種への異動をした場合（指定職基本給表の適用を受けることとなった場合を除く。）

(2) 施行日前日において属していた職務の級より下位の級に変更された場合

(3) 施行日前における就業通則第12条の規定による休職、就業通則第39条の規定による育児休業、就業通則第40条の規定による介護休業及び勤務時間、休暇等規程第18条に規定する病気休暇の期間を含む期間について、復職後に号の調整をされた場合

3 施行日以降に新たに職員となった者で、前2項の規定を適用される職員との権衡上必要があると認められる職員の基本給月額については、前2項に準じるものとする。

4 附則第6項の適用を受ける職員については、第1項中「、施行日前日の基本給月額」とあるのは、「、附則第6項の規定により減ぜられた基本給月額に、施行日前日の基本給月額からその者の受ける基本給月額を減じた額に100分の98.5を乗じて得た額を加算した額」と読み替えて適用したものとしたときに得られる額を支給する。

（基本給調整額についての経過措置）

第4条 新規規程第12条の規定により基本給調整額が支給される職を占める職員（以下「基本給調整額適用職員」という。）で、施行日前日から引き続き基本給調整額適用職員である者（次項及び第3項に該当する者を除く。）のうち、調整基本額が、施行日前日の

調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、同条による基本給調整額のほか、その差額に相当する額に、次に掲げる期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額に調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは切り捨てた額）を、基本給調整額として支給する。

期 間	割 合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の50
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の25

2 施行日以後に新たに基本給調整額適用職員となった職員又は施行日以後に新たに附則第3条第2項各号に掲げる事由に該当することとなった職員のうち、前項に準ずるものとして本学が認める者には、前項に準じて基本給調整額を支給する。

3 施行日以降に新たに職員となった者で、前2項の規定を適用される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項に準じて基本給調整額を支給する。

（地域手当の支給割合が改定された場合の異動保障の対象となる割合）

第5条 附則第3条に該当する職員のうち、異動等の前日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間（以下「対象期間」という。）に当該異動前に在勤していた地域に係る新規程第16条第1項各号に定める割合が改定された場合の同条第3項第1号の割合については、対象期間における地域手当の支給割合のうち最も低い割合によるものとする。

附 則（平成18年度九大就規第23号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（管理職手当に係る経過措置）

第2条 第14条の規定により管理職手当を支給される職を占める職員（以下「管理職手当適用職員」という。）で、平成19年3月31日（以下「施行日前日」という。）から引き続き管理職手当適用職員である者のうち、この規程による改正後の管理職手当が次項の経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に次に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

期 間	割 合
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の100
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の75
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の50
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の25

2 経過措置基準額は、次の各号に定める額とする。

(1) 施行日前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける職員については、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 施行日前日に属していた職務の級と同一又は上位の級に属する職員のうち、同一区分職員（施行日における管理職手当の区分が、施行日前日と同一のものをいう。以下同じ。） 施行日前日にその者が受けていた管理職手当に100分の99.59を乗じた額（国立大学法人九州大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成17年度九大就規第17号）附則第3条第1項第3号に規定する職員（以下「3号職員」という。）については、100分の99.83）

イ 施行日前日に属していた職務の級と同一又は上位の級に属する職員のうち、下位区分職員（施行日における管理職手当の区分が、施行日前日より下位の区分であるものをいう。以下同じ。） 施行日における管理職手当の区分を施行日前日に適用

した場合の同日における管理職手当に100分の99.59を乗じた額（3号職員については、100分の99.83）

ウ 施行日前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、同一区分職員 施行日前日にその者が当該下位の職務の級に降格した場合に受けることとなる管理職手当に100分の99.59を乗じた額（3号職員については、100分の99.83）

エ 施行日前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分職員 施行日前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、施行日における管理職手当の区分を施行日前日に適用した場合の同日における管理職手当に100分の99.59を乗じた額（3号職員については、100分の99.83）

(2) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに本学職員となったものを除く。）については、施行日前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当に100分の99.59を乗じた額（3号職員については、100分の99.83）

(3) 施行日以後に給与法適用職員等から引き続き本学職員となったもののうち、採用の事情等を考慮し、前各号に掲げる職員に準ずるものとして本学が認める職員については、前各号に準じて本学が定める額

（地域手当及び広域異動手当に関する経過措置）

第3条 第16条第3項及び第16条の3の規定は、平成16年4月2日から施行日前日までの間に職員がその在勤する地域を異にして異動等をした場合についても適用する。この場合において、第16条第3項及び第16条の3第1項中「異動等の日から3年間」とあるのは「平成19年4月1日から異動等の日以後3年を経過する日までの間」とする。

（地域手当の支給割合が改定された場合の異動保障の対象となる割合）

第4条 第16条第3項又は第4項に該当する職員のうち、異動等又は採用の日の前日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動又は採用の日の前日までの間（以下「対象期間」という。）に当該異動等又は採用の直前に在勤していた地域に係る地域手当又はこれに相当する手当の支給割合が改定された場合の同条第3項又は同条第4項第1号の割合については、第16条第3項又は第4項第1号の規定にかかわらず、対象期間における地域手当又はこれに相当する手当の支給割合のうち最も低い割合によるものとする。

（助教及び准助教の在職期間の通算）

第5条 別表第1-1-1基本給調整額適用区分表全学の項の(4)の助教及び同項の(5)の准助教としての在職期間には、施行日前日までの助手としての在職期間を含むものとする。

附 則（平成19年度九大就規第1号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

（一時金の支給）

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるものについては、平成19年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（平成19年度九大就規第7号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第4号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第13号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（特定プロジェクト教員の適用除外規定）

第2条 平成21年3月31日から引き続き在職し、この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「給与規程」という。）

第9条第1項第3号に規定する教育職基本給表の適用を受ける特定プロジェクト教員については、この規程による改正後の給与規程第9条第1項第6号及び第33条の規定は適用しない。

附 則（平成21年度九大就規第4号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第8号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第22号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大就規第7号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年10月1日から施行する。

（寄附講座教員及び寄附研究部門教員の適用除外規定）

第2条 平成22年10月1日から引き続き在職し、この規程による改正前の九州大学寄附講座及び寄附研究部門規則（平成16年度九大規則第85号。）第11条第3項に規定する寄附講座教員及び寄附研究部門教員については、この規程による改正後の給与規程第9条第1項第6号及び第33条の規定は適用しない。

附 則（平成22年度九大就規第17号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大就規第29号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号の調整）

第2条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員）のうち、平成22年1月1日において第11条第5項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附 則（平成23年度九大就規第2号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大就規第15号）

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大就規第21号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年4月1日における号の調整）

第2条 平成24年4月1日において、36歳に満たない職員（第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要がある職員の平成24年4月1日における号は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要

がある職員にあつては、2号)上位の号とする。

附 則 (平成24年度九大就規第9号)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大就規第29号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号の調整)

第2条 平成25年4月1日において、31歳以上39歳未満の職員(第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成25年4月1日における号は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附 則 (平成25年度九大就規第13号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号の調整)

第2条 平成26年4月1日において、45歳未満の職員(第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成26年4月1日における号は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附 則 (平成26年度九大就規第2号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「新規程」という。)

第21条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(特殊勤務手当の支給期間の特例)

第2条 新規程別表第2に掲げる特殊勤務手当のうち、基幹教育院手当については、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間、支給する。

(一時金の支給)

第3条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成26年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則 (平成26年度九大就規第7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行日前の異動者の号の調整)

第2条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号については、その者が施行日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(基本給月額についての経過措置)

第3条 平成27年3月31日(以下「施行日前日」という。)から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、施行日以降にその者の受ける基本給月額が施行日前日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員(次項及び第3項に該当する者を除く。)には、平成30年3月31日までの間、施行日前日の基本給月額を、この規程

による基本給月額として支給する。

- 2 施行日前日から引き続き在職する職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、施行日以降に次に掲げる各号のいずれかの事由に該当することとなった職員で、当該事由該当後にその者の受ける基本給月額が、施行日前日に当該事由が生じたものと見なした場合にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程によりその者が同日に受けることとなる基本給月額（以下「事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額」という。）に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額を改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）による基本給月額として支給する。
 - (1) 基本給表の適用を異にする異動又は初任給の基準を異にする職種への異動をした場合（指定職基本給表の適用を受けることとなった場合を除く。）
 - (2) 施行日前日において属していた職務の級より下位の級に変更された場合
 - (3) 施行日前における就業通則第12条の規定による休職、就業通則第39条の規定による育児休業、就業通則第40条の規定による介護休業、就業通則第40条の2の規定による自己啓発等休業及び勤務時間、休暇等規程第18条に規定する病気休暇の期間を含む期間について、復職後に号の調整をされた場合
- 3 施行日以降に新たに職員となった者で、前2項の規定を適用される職員との権衡上必要があると認められる職員の基本給月額については、前2項に準じるものとする。
- 4 附則第6項の適用を受ける職員については、第1項中「、施行日前日の基本給月額」とあるのは、「、附則第6項の規定により減ぜられた基本給月額に、施行日前日の基本給月額からその者の受ける基本給月額を減じた額に100分の98.5を乗じて得た額を加算した額」と、第2項中「、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額」とあるのは、「、附則第6項の規定により減ぜられた基本給月額に、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額からその者の受ける基本給月額を減じた額に100分の98.5を乗じて得た額を加算した額」と読み替えて適用したものとしたときに得られる額を支給する。

（地域手当の支給割合が改定された場合の異動保障の対象となる割合）

- 第4条 平成30年10月1日までの間、新規程第16条第3項又は第4項に該当する職員のうち、異動等又は採用の日の前日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動又は採用の日の前日までの間（以下「対象期間」という。）に当該異動等又は採用の直前に在勤していた地域に係る地域手当又はこれに相当する手当の支給割合が改定された場合の同条第3項又は第4項第1号の割合については、同条第3項又は第4項第1号の規定にかかわらず、対象期間における地域手当又はこれに相当する手当の支給割合のうち最も低い割合によるものとする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 第5条 施行日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する地域を異にして異動等した場合における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する新規程第16条の3第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 2 施行日前に職員がその在勤する地域を異にして異動等した場合における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する新規程第16条の3第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100	
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200	
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300		
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700		
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000		
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300		
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700			
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100			
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800			
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300			
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700			
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100			
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500			
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900			
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300			
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700			
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000			
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300			
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700			
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000			
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300			
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600			
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800				
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100				
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400				
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700				
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000				
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300				
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600				
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800				
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100				
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400				
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700				
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900				
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200				
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500				
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700				
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900				
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200				
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500				
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700				

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125		301,900								

備考 この表は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300

別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
70	206,100	250,200	280,200	309,100	
71	206,500	250,800	281,000	309,600	
72	207,100	251,300	281,700	310,100	
73	207,700	251,500	282,500	310,400	
74	208,400	251,900	283,200	310,900	
75	209,100	252,400	284,000	311,400	
76	209,900	252,900	284,800	311,800	
77	210,200	253,500	285,400	312,000	
78	210,900	253,900	286,000	312,300	
79	211,600	254,400	286,500	312,600	
80	212,300	254,900	286,900	312,900	

別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
81	213,000	255,200	287,300	313,200	
82	213,700	255,500	287,700	313,500	
83	214,400	255,800	288,200	313,800	
84	215,100	256,100	288,700	314,100	
85	215,800	256,300	289,100	314,300	
86	216,500	256,600	289,700	314,700	
87	217,200	256,900	290,300	315,000	
88	217,900	257,200	290,900	315,200	
89	218,400	257,400	291,200	315,400	
90	219,000	257,600	291,700	315,700	
91	219,600	258,000	292,200	316,000	
92	220,200	258,200	292,600	316,300	
93	220,600	258,500	293,000	316,500	
94	221,100	258,900	293,500	316,800	
95	221,600	259,200	294,000	317,100	
96	222,100	259,500	294,500	317,300	
97	222,700	259,700	294,800	317,500	
98	223,200	260,000	295,200	317,800	
99	223,700	260,200	295,700	318,100	
100	224,200	260,500	296,200	318,300	
101	224,800	260,800	296,600	318,500	
102	225,300	261,000	297,000		
103	225,900	261,300	297,300		
104	226,500	261,600	297,600		
105	226,900	261,800	297,900		
106	227,400	262,000	298,300		
107	227,900	262,300	298,700		
108	228,300	262,500	299,100		
109	228,500	262,800	299,400		
110	228,900	263,100	299,800		
111	229,400	263,400	300,200		
112	229,900	263,600	300,500		
113	230,300	263,800	300,700		
114	230,800	264,100	301,000		
115	231,300	264,300	301,300		
116	231,800	264,500	301,500		
117	232,100	264,800	301,700		
118	232,500	265,100	302,000		
119	232,900	265,400	302,300		
120	233,300	265,700	302,500		

別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
121	233,700	265,800	302,700		
122		266,100	303,000		
123		266,400	303,300		
124		266,700	303,500		
125		266,800	303,700		
126		267,100	304,000		
127		267,400	304,300		
128		267,700	304,500		
129		267,800	304,700		
130		268,100	305,000		
131		268,400	305,300		
132		268,700	305,500		
133		268,800	305,700		
134		269,100			
135		269,400			
136		269,700			
137		269,800			

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する技能職員及び労務職員に適用する。

別表第1-3 (第9条関係)

特定業務専門職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	158,500	227,800	272,500	316,100	360,100	405,800	456,100
2	160,200	229,800	275,100	318,300	362,700	408,200	459,200
3	161,900	231,800	277,800	320,600	365,200	410,700	462,200
4	163,600	233,700	280,400	322,800	367,800	413,100	465,200
5	165,200	236,000	282,900	325,100	369,900	415,000	468,200
6	167,700	238,100	285,500	327,100	372,400	417,300	471,200
7	170,100	240,100	288,200	329,300	374,800	419,400	474,200
8	172,500	242,100	290,900	331,500	377,300	421,600	477,300
9	174,800	244,200	293,300	333,500	379,800	423,600	480,000
10	176,500	245,900	295,800	335,600	382,500	425,700	483,100
11	178,200	247,600	298,200	337,600	385,100	427,800	486,100
12	179,900	249,200	300,700	339,700	387,800	429,900	489,200
13	181,600	250,800	303,200	341,900	390,200	431,600	491,900
14	183,400	252,900	305,500	343,900	392,500	433,400	494,200
15	185,200	254,900	307,700	346,000	394,700	435,400	496,500
16	186,900	256,900	310,000	348,000	397,100	437,400	498,800
17	188,800	258,700	312,000	350,000	398,900	439,300	500,900
18	190,600	260,900	314,200	351,900	400,900	441,100	502,300
19	192,400	263,100	316,400	353,900	402,800	442,900	503,800
20	194,200	265,300	318,500	355,900	404,600	444,600	505,200
21	195,800	267,700	320,400	357,700	406,500	446,400	506,400
22	197,600	270,000	322,400	359,500	408,300	447,900	507,800
23	199,400	272,200	324,500	361,500	410,100	449,300	509,300
24	201,200	274,500	326,500	363,400	412,000	450,800	510,800
25	202,900	276,500	328,400	365,400	413,800	452,200	511,900
26	204,700	278,700	330,500	367,300	415,300	453,500	513,000
27	206,500	280,900	332,500	369,300	416,800	454,800	514,200
28	208,300	283,000	334,600	371,300	418,400	456,000	515,400
29	209,700	285,200	336,500	373,200	420,000	457,000	516,400
30	211,500	287,100	338,400	375,100	421,300	457,700	517,300
31	213,200	289,100	340,400	377,000	422,600	458,500	518,200
32	215,000	291,100	342,300	378,700	423,800	459,200	519,100
33	216,500	293,100	343,700	380,100	425,000	459,900	519,900
34	218,200	294,800	345,600	381,700	426,300	460,700	520,800
35	219,900	296,500	347,500	383,200	427,600	461,400	521,500
36	221,500	298,100	349,400	384,800	428,800	462,000	522,000
37	223,100	299,700	351,200	386,300	430,000	462,500	522,700
38	224,700	301,200	353,000	387,200	430,800	463,100	523,300
39	226,300	302,700	354,800	388,300	431,600	463,700	524,100
40	227,800	304,300	356,600	389,300	432,400	464,300	524,700

別表第1-3 (第9条関係)

特定業務専門職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
41	229,200	305,900	358,400	390,300	433,000	464,800	525,200
42	230,700	307,400	359,800	391,500	433,700	465,300	
43	232,000	309,000	361,300	392,700	434,400	465,700	
44	233,500	310,600	362,700	393,800	435,100	466,000	
45	235,000	312,200	363,700	394,700	435,900	466,300	
46	236,200	313,800	364,800	395,400	436,700		
47	237,400	315,400	365,900	396,100	437,100		
48	238,800	316,900	366,900	396,800	437,800		
49	240,200	318,200	367,800	397,300	438,300		
50	241,500	319,400	368,100	397,800	438,700		
51	242,800	320,600	368,600	398,300	439,100		
52	244,000	321,800	369,100	398,700	439,500		
53	245,100	322,800	369,500	399,100	439,900		
54	246,600	323,800	370,100	399,400	440,300		
55	248,200	324,700	370,700	399,700	440,700		
56	249,700	325,700	371,300	400,000	441,000		
57	251,100	326,600	371,900	400,300	441,300		
58	252,500	327,300	372,500	400,600	441,700		
59	253,900	328,100	373,100	400,900	442,000		
60	255,300	328,900	373,700	401,200	442,300		
61	256,400	329,500	374,100	401,500	442,600		
62	257,600	330,000	374,600	401,800			
63	258,900	330,600	375,200	402,100			
64	260,200	331,100	375,800	402,400			
65	261,400	331,600	376,300	402,700			
66	262,500	331,800	376,900	403,000			
67	263,700	332,400	377,200	403,300			
68	264,900	333,000	377,700	403,600			
69	266,200	333,300	378,300	403,800			
70	267,300	333,800	378,800	404,100			
71	268,600	334,200	379,300	404,400			
72	269,900	334,700	379,800	404,700			
73	271,000	335,200	380,300	404,900			
74	272,000	335,700	380,800	405,200			
75	273,100	336,200	381,300	405,500			
76	274,200	336,600	381,700	405,700			
77	275,400	336,800	382,100	405,900			
78	276,400	337,200	382,400				
79	277,300	337,700	382,700				
80	278,300	338,100	382,900				

別表第1-3 (第9条関係)

特定業務専門職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
81	279,100	338,400	383,100				
82	280,000		383,400				
83	280,800		383,700				
84	281,700		383,900				
85	282,700		384,100				
86	283,500		384,400				
87	284,300		384,700				
88	285,100		384,900				
89	285,900		385,100				
90	286,400						
91	286,800						
92	287,300						
93	287,700						

備考 この基本給表は、特定の事務・技術部門等において一定の資格と実務経験が必要であるものとして本学が定める職にある職員に適用する。

別表第1-4 (第9条関係)

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	164,400	207,000	267,500	315,300	401,900
2	166,500	209,200	270,500	318,300	404,200
3	168,500	211,400	273,400	321,500	406,600
4	170,500	213,600	276,200	324,600	409,100
5	172,500	215,700	279,100	328,000	411,500
6	175,000	217,900	281,600	330,800	414,000
7	177,500	220,100	283,900	333,700	416,400
8	180,000	222,200	286,300	336,600	418,900
9	182,600	224,500	289,100	339,600	420,900
10	185,400	226,900	291,600	342,800	423,400
11	188,100	229,300	294,200	346,000	425,800
12	190,800	231,700	296,800	349,300	428,200
13	193,400	234,000	299,300	352,400	429,900
14	195,300	236,400	301,500	354,700	432,100
15	197,200	238,800	303,700	357,200	434,400
16	199,100	241,200	305,800	359,800	436,700
17	201,100	243,300	308,100	362,500	439,000
18	202,900	246,400	310,300	364,700	441,400
19	204,700	249,500	312,500	367,000	443,700
20	206,400	252,600	314,700	369,200	446,100
21	208,300	255,500	316,800	371,300	448,300
22	210,200	258,500	319,600	373,400	450,600
23	212,100	261,400	322,300	375,500	453,000
24	214,000	264,300	325,100	377,600	455,300
25	216,000	267,100	327,400	379,500	457,300
26	218,100	269,700	329,700	381,300	459,500
27	220,200	272,300	332,100	383,200	461,600
28	222,300	275,100	334,600	385,100	463,800
29	224,200	278,000	337,000	387,100	465,900
30	226,400	280,400	339,200	388,800	468,200
31	228,700	282,800	341,400	390,500	470,400
32	231,000	285,200	343,500	392,200	472,500
33	233,200	287,800	345,700	394,000	474,400
34	235,000	290,200	348,000	395,800	476,500
35	236,700	292,800	350,300	397,400	478,800
36	238,400	295,200	352,500	399,200	481,000
37	240,300	297,800	354,500	400,500	483,100
38	242,000	299,500	356,500	402,200	485,100
39	243,600	301,400	358,600	403,800	487,000
40	245,400	303,300	360,500	405,400	488,900
41	247,300	305,200	362,500	406,700	490,900
42	249,000	306,300	364,400	408,300	492,800
43	250,500	307,300	366,200	409,800	494,600

別表第1-4 (第9条関係)

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
44	252,200	308,200	368,000	411,400	496,500
45	253,600	309,200	370,000	412,800	498,400
46	255,200	310,400	371,800	414,400	500,200
47	256,800	311,600	373,400	415,900	502,000
48	258,400	312,700	375,200	417,500	503,900
49	260,000	313,700	377,100	418,900	505,600
50	260,800	314,800	378,800	420,200	507,300
51	261,700	315,800	380,600	421,500	509,100
52	262,700	316,800	382,300	422,800	511,000
53	263,500	318,000	383,600	423,500	512,600
54	264,700	319,000	385,100	424,500	514,200
55	265,600	320,100	386,500	425,400	515,900
56	266,600	321,100	388,100	426,300	517,500
57	267,500	322,200	389,500	427,200	519,100
58	268,700	323,300	390,900	428,100	520,400
59	269,900	324,400	392,300	429,000	521,700
60	271,000	325,400	393,800	429,900	522,900
61	272,100	326,500	395,100	430,800	524,100
62	273,100	327,500	396,500	431,700	525,100
63	274,100	328,600	398,000	432,700	526,100
64	275,000	329,700	399,500	433,800	527,100
65	276,100	330,600	400,500	434,700	527,700
66	277,000	331,700	401,600	435,700	528,600
67	278,100	332,700	402,600	436,700	529,500
68	279,200	333,800	403,700	437,600	530,400
69	280,300	334,700	404,700	438,600	531,300
70	281,400	335,800	405,600	439,600	532,100
71	282,400	336,800	406,400	440,600	532,800
72	283,500	337,900	407,200	441,600	533,300
73	284,500	338,500	408,000	442,600	534,000
74	285,600	339,500	408,900	443,500	534,500
75	286,600	340,500	409,700	444,400	535,300
76	287,700	341,500	410,500	445,400	535,900
77	288,500	342,500	411,200	446,200	536,400
78	289,500	343,500	411,700	446,700	537,000
79	290,500	344,500	412,100	447,400	537,600
80	291,400	345,400	412,500	448,000	538,200
81	292,500	346,400	412,800	448,800	538,800
82	293,400	347,400	413,200	449,500	
83	294,300	348,400	413,600	449,800	
84	295,200	349,400	414,000	450,400	
85	295,700	350,000	414,300	450,800	

別表第1-4 (第9条関係)

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
86	296,500	350,600	414,700	451,200	
87	297,400	351,200	415,100	451,600	
88	298,300	351,800	415,500	451,900	
89	299,200	352,400	415,800	452,200	
90	299,800	352,800	416,200	452,500	
91	300,500	353,200	416,600	453,000	
92	301,100	353,700	416,900	453,300	
93	301,700	354,200	417,200	453,600	
94	302,400	354,600	417,600	453,900	
95	303,100	355,100	417,900	454,200	
96	303,800	355,600	418,200	454,500	
97	304,000	356,200	418,500	454,800	
98	304,500	356,700	418,900	455,300	
99	305,000	357,100	419,200	455,600	
100	305,500	357,600	419,500	455,900	
101	305,800	358,000	419,800	456,200	
102	306,200	358,500	420,200		
103	306,500	358,900	420,500		
104	307,100	359,400	420,800		
105	307,500	359,900	421,100		
106	307,900	360,300	421,500		
107	308,200	360,800	421,800		
108	308,600	361,300	422,100		
109	308,800	361,700	422,400		
110	309,200	362,200	422,700		
111	309,600	362,700	423,000		
112	310,000	363,100	423,300		
113	310,300	363,500	423,600		
114	310,700	363,900	423,900		
115	311,000	364,400	424,200		
116	311,300	364,800	424,500		
117	311,600	365,200	424,700		
118	312,000	365,600			
119	312,400	366,100			
120	312,800	366,500			
121	313,000	366,800			
122	313,200	367,200			
123	313,500	367,700			
124	313,800	368,000			
125	314,100	368,400			
126	314,300	368,900			
127	314,600	369,400			
128	315,000	369,800			

別表第1-4 (第9条関係)

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
129	315,300	370,200			
130	315,600	370,700			
131	316,000	371,200			
132	316,200	371,700			
133	316,400	372,200			
134	316,700	372,700			
135	317,000	373,200			
136	317,200	373,700			
137	317,500	374,200			
138	317,700	374,700			
139	318,000	375,200			
140	318,300	375,700			
141	318,600	376,200			
142	319,000				
143	319,400				
144	319,800				
145	320,000				
146	320,400				
147	320,700				
148	321,100				
149	321,300				
150	321,700				
151	322,000				
152	322,400				
153	322,600				
154	323,000				
155	323,400				
156	323,800				
157	324,000				

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する教員及び教務職員に適用する。

別表第1-5（第9条関係）

イ 医療職基本給表（一）

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800	434,900
2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500	437,500
3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100	440,000
4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800	442,600
5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200	445,000
6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900	447,500
7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500	450,000
8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200	452,500
9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300	454,900
10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600	457,300
11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800	459,900
12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000	462,300
13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100	464,800
14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100	466,300
15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100	467,600
16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200	468,900
17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000	470,100
18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000	471,400
19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900	472,700
20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000	474,000
21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800	475,200
22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400	476,600
23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000	478,000
24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500	479,200
25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000	480,600
26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300	481,900
27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600	483,300
28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900	484,700
29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200	486,100
30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400	487,200
31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600	488,300
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700	489,400
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900	490,500
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100	491,400
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300	492,300
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500	493,200
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800	494,200
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600	
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000	
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700	

別表第1-5 (第9条関係)

イ 医療職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200	
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600	
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000	
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400	
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800	
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200	
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600	
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900	
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200	
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600	
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900	
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200	
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500	
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500		
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800		
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100		
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400		
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700		
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000		
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400		
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600		
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900		
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200		
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500		
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700		
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600			
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300			
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900			
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300			
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800			
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300			
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800			
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400			
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900			
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500			
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100			
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600			
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100			
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600			
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100			

別表第1-5（第9条関係）

イ 医療職基本給表（一）

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400			
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900			
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300			
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700			
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100			
86		287,200	323,100	344,000				
87		287,400	323,300	344,300				
88		287,600	323,700	344,600				
89		288,000	324,100	345,000				
90		288,200	324,500	345,300				
91		288,400	324,900	345,700				
92		288,600	325,300	346,000				
93		289,000	325,600	346,400				
94		289,200	325,800	346,700				
95		289,400	326,200	347,000				
96		289,700	326,500	347,300				
97		290,100	326,700	347,600				
98		290,400	327,000	348,000				
99		290,600	327,300	348,400				
100		290,900	327,600	348,800				
101		291,200	327,800	349,300				
102		291,400	328,100	349,700				
103		291,600	328,500	350,100				
104		291,900	328,700	350,500				
105		292,200	328,800	351,000				
106			329,100					
107			329,500					
108			329,700					
109			329,900					
110			330,300					
111			330,700					
112			331,100					
113			331,300					

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する技術職員のうち、医療に携わる職員（医療職基本給表（二）の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400	
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700		
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400		
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000		
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700		
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200		
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800		
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300		
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700		
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300		
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800		
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100		

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400		
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900		
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300		
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600		
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900		
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400		
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900		
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300		
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600		
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000		
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500		
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900		
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300		
94	279,200	312,700	346,100	364,100			
95	280,100	313,400	346,800	364,500			
96	281,100	314,000	347,400	364,800			
97	282,000	314,700	347,800	365,400			
98	282,800	315,000	348,200	365,900			
99	283,500	315,600	348,700	366,400			
100	284,400	316,300	349,100	366,900			
101	285,200	316,700	349,600	367,500			
102	286,000	317,300	350,000	368,000			
103	286,800	317,900	350,500	368,500			
104	287,600	318,500	350,900	368,900			
105	288,300	318,900	351,200	369,500			
106	288,800	319,400	351,700	370,000			
107	289,300	319,900	352,100	370,500			
108	289,800	320,400	352,400	371,000			
109	290,000	320,800	352,900	371,600			
110	290,300	321,200	353,400	372,000			
111	290,500	321,500	353,900	372,500			
112	290,900	321,800	354,400	373,000			
113	291,200	322,200	354,900	373,600			
114	291,400	322,600	355,400				
115	291,800	323,000	355,900				
116	292,100	323,300	356,300				
117	292,400	323,500	356,700				
118	292,700	323,800	357,100				
119	293,000	324,200	357,600				
120	293,400	324,400	358,100				

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
121	293,700	324,600	358,500				
122	294,100	324,900	359,000				
123	294,400	325,200	359,500				
124	294,800	325,500	360,000				
125	295,000	325,700	360,300				
126	295,200	326,000					
127	295,500	326,400					
128	295,900	326,600					
129	296,100	326,700					
130	296,400	327,000					
131	296,800	327,400					
132	297,200	327,600					
133	297,400	327,900					
134	297,700	328,300					
135	298,100	328,700					
136	298,400	329,100					
137	298,600	329,400					
138	298,900	329,800					
139	299,300	330,200					
140	299,600	330,600					
141	299,800	330,900					
142	300,200	331,300					
143	300,600	331,600					
144	300,900	332,000					
145	301,000	332,300					
146	301,300	332,700					
147	301,600	333,100					
148	302,000	333,500					
149	302,200	333,800					
150	302,400	334,200					
151	302,700	334,600					
152	303,000	335,000					
153	303,400	335,300					
154	303,600						
155	303,800						
156	304,100						
157	304,400						
158	304,700						
159	305,000						
160	305,300						

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
161	305,700						
162	306,000						
163	306,300						
164	306,600						
165	307,000						
166	307,300						
167	307,600						
168	307,900						
169	308,300						

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する技術職員のうち、看護業務等に携わる職員に適用する。

別表第1-7 (第9条関係)

指定職基本給表

号	基本給月額
	円
1	705,000
2	760,000
3	817,000
4	894,000
5	964,000
6	1,034,000
7	1,106,000
8	1,174,000

備考 この基本給表の適用及び号の決定は、その職責又は教育研究上の業績に基づき、総長が個別に定める。

別表第1－8（第9条関係）

イ 特定有期職基本給表（一）

号	基本給月額
	円
1	205,600
2	217,700
3	241,900
4	254,000
5	266,100
6	278,200
7	290,300
8	302,400
9	314,400
10	326,500
11	338,600
12	350,700
13	362,800
14	374,900
15	387,000
16	399,100
17	411,200
18	423,300
19	435,400
20	447,500
21	459,600
22	471,700
23	483,800
24	520,100
25	556,400
26	592,700
27	616,800
28	628,900
29	665,200
30	701,500
31	762,000
32	774,100
33	834,600
34	907,200
35	950,000
36	1,000,000
37	1,050,000
38	1,100,000
39	1,150,000
40	1,200,000
41	1,250,000
42	1,300,000
43	1,350,000
44	1,400,000
45	1,450,000

別表第1－8（第9条関係）

イ 特定有期職基本給表（一）

号	基本給月額
	円
46	1,500,000
47	1,550,000
48	1,600,000

備考 この基本給表は、特定プロジェクト教員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、特定の目的のための教育研究の業務に従事する者をいう。）、寄附講座教員及び寄附研究部門教員（当該寄附講座及び寄附研究部門に係る寄附金により期間を定めて雇用される者をいう。）、共同研究部門教員（当該共同研究部門に係る研究経費により期間を定めて雇用される者をいう。）並びにテニユアトラック制教員（期間を定めて雇用され、若手研究者育成計画に基づく教育研究業務に従事する者をいう。）の教育研究上の業績、学歴、経験年数、職責、従事する職務内容等に応じて適用する。

別表第1-9（第9条関係）

ロ 特定有期職基本給表（二）

号	基本給月額
	円
1	140,100
2	155,700
3	172,200
4	192,800
5	214,600
6	245,300
7	268,200
8	290,600
9	311,300

備考 この基本給表は、特定有期プロジェクト支援職員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における教育研究プロジェクトの支援業務に従事する者をいう。）、特定有期代替事務職員及び特定有期代替技術職員の職歴、学歴、経験年数、従事する職務内容等に応じて適用する。

別表第1-10 調整基本額表（第12条関係）

イ 一般職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	6,600 円
2級	8,500 円 ただし、 1号 8,446 円
3級	9,600 円
4級	10,200 円
5級	10,600 円
6級	11,200 円
7級	12,100 円
8級	12,700 円
9級	14,300 円
10級	15,900 円

ロ 一般職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	6,000 円
2級	7,400 円
3級	8,500 円
4級	8,700 円
5級	9,600 円

ハ 教育職基本給表

職務の級	調整基本額
2級	10,500 円
3級	11,900 円
4級	12,700 円
5級	15,000 円

ニ 医療職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	6,200 円
2級	8,000 円
3級	9,100 円
4級	9,700 円
5級	10,500 円
6級	11,300 円
7級	12,200 円
8級	13,800 円

ホ 医療職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	8,100 円
2級	9,400 円 ただし、 1号 8,230 円 2号 8,325 円 3号 8,419 円 4号 8,514 円 5号 8,608 円 6号 8,712 円 7号 8,815 円 8号 8,919 円 9号 9,027 円 10号 9,090 円 11号 9,153 円 12号 9,216 円 13号 9,279 円 14号 9,346 円
3級	9,700 円
4級	10,000 円
5級	10,400 円
6級	11,600 円
7級	12,500 円

別表第1-11 基本給調整額適用区分表（第12条関係）

勤務箇所	適用する職員	調整数
全学	(1) 大学院の学府又は研究科(以下「学府等」という。)の担当を命じられているもので、学府等の教育課程の編成上基礎となる講座その他の教員組織(以下「基礎講座等」という。)に配置されている教授、准教授、講師又は助教(以下「講座等教員」という。)のうち当該学府等において、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの若しくは主任として学生に対する研究指導(以下「主任指導」という。)を担当するもの又は講座等教員に準じると認められるもののうち学府等において講義等を年度を通じて4単位以上担当するもの若しくは主任指導を行うほか講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの(以下「大学院担当教員」という。)のうち、学府等の博士課程を担当し、次の各号に掲げる人数の学生の主任指導を行うもの イ 医学又は歯学を履修する学府等 5人以上 ロ イ以外の学府等 4人以上	3
	(2) 大学院担当教員のうち、学府等の博士課程を担当する者(1に掲げる者を除く。)	2
	(3) 大学院担当教員(1及び2に掲げる者を除く。)	1
	(4) 学府等に在学する学生の指導を命じられているもので、基礎講座等又は学府等の教育内容と関連を有する講座等に配置されている助教で、次の各号のすべてに該当する者(大学院担当教員を除く。) ① 次のいずれかに該当する者(助教としての在職期間が6月に満たない者を除く。) イ 博士の学位を有する者 ロ イに相当する研究業績を有する者(修士課程修了後5年以上の研究歴を有する者、医大卒業後6年以上の研究歴を有する者又は大学卒業後8年以上の研究歴を有する者を対象とする。) ② 学府等において授業科目の担当教員である教授又は准教授と連携して行う学生指導(以下「授業指導」という。)及び主任指導教員である教授又は准教授と連携して行う学生の研究指導に従事する時間が、年間において授業4単位分に相当する時間以上(うち授業指導の従事時間数が2単位相当以上)であること。	1
	(5) 学府等に在学する学生の指導を命じられている准助教で、次の各号のすべてに該当する者 ① 基礎講座等又は学府等の教育内容と関連を有する講座等に配置されている准助教で、その者が職務を助けている教授又は准教授が当該学府等の授業を常時担当していること。 ② 次に掲げる准助教のうち、学生に対して十分な指導能力を有すると認められる者(准助教としての在職期間が6月に満たない者を除く。) イ 博士の学位を有する者 ロ イに相当する研究業績を有する者(修士課程修了後5年以上の研究歴を有する者、医大卒業後6年以上の研究歴を有する者又は大学卒業後8年以上の研究歴を有する者を対象とする。) ③ 学府等において授業科目の担当教員を補助して行う学生の指導(以下「授業補助指導」という。)及び主任指導教員を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が、年間において授業4単位分に相当する時間以上(うち授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上)であること。	1
医学部	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
生体防御 医学研究 所	(2) 1に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員で、当該業務に従事する勤務時間の時間数が、年間における勤務時間の総時間数の3分の2以上である職員(教員を除く。)	1
医学部 農学部 生体防御 医学研究 所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員のうち、当該業務に従事する勤務時間の時間数が、年間における勤務時間の総時間数の3分の2以上である職員(教員を除く。)	1
病院	(1) 精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師	2
	(2) 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする職員	
	(3) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	
	(4) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	
	(5) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	(6) 精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟のうち本学が定めるもの(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長(2に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	1
	(7) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする職員のうち、本学が定めるもの	
	(8) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員のうち、本学が定めるもの	

別表第1-12 管理職手当（第14条関係）

基本給表	職務の級	区分	管理職手当 (円)
一般職基本給表（一）	8級	2種	94,000
		3種	82,200
	7級	2種	88,500
		3種	77,400
	6級	2種	83,100
		3種	72,700
		4種	62,300
	5級	3種	69,400
		4種	59,500
	教育職基本給表	5級	1種
2種			106,900
3種			93,500
4種			80,200
5種			66,800
4級		4種	64,200
		5種	53,500
医療職基本給表（一）	7級	4種	65,700
	6級	4種	62,300
	5級	4種	58,900
医療職基本給表（二）	7級	2種	88,300
	6級	2種	86,700
	5級	2種	79,000
		4種	59,200
	4級	4種	53,700

備考 研究院長のうち副学長又は学部長を兼ねる者、研究所長のうち副学長を兼ねる者及び病院長については、「管理職手当」欄の額に、月額50,000円を加算する。

別表第1-13 初任給調整手当（第15条関係）

期間の区分	月 額
1年未満	50,300 円
1年以上 2年未満	50,300 円
2年以上 3年未満	50,300 円
3年以上 4年未満	50,300 円
4年以上 5年未満	50,300 円
5年以上 6年未満	50,300 円
6年以上 7年未満	48,500 円
7年以上 8年未満	46,700 円
8年以上 9年未満	44,900 円
9年以上10年未満	43,100 円
10年以上11年未満	41,300 円
11年以上12年未満	39,500 円
12年以上13年未満	37,700 円
13年以上14年未満	35,900 円
14年以上15年未満	34,500 円
15年以上16年未満	33,100 円
16年以上17年未満	31,700 円
17年以上18年未満	30,300 円
18年以上19年未満	28,900 円
19年以上20年未満	27,500 円
20年以上21年未満	26,100 円
21年以上22年未満	25,500 円
22年以上23年未満	24,900 円
23年以上24年未満	23,900 円
24年以上25年未満	23,300 円
25年以上26年未満	22,700 円
26年以上27年未満	22,100 円
27年以上28年未満	21,500 円
28年以上29年未満	20,700 円
29年以上30年未満	20,400 円
30年以上31年未満	20,000 円
31年以上32年未満	19,400 円
32年以上33年未満	18,500 円
33年以上34年未満	17,600 円
34年以上35年未満	16,900 円

別表第2 特殊勤務手当一覧表(第21条関係)

手当の種類	勤務の内容	手 当 額		支給単位
高所作業手当	① 農学部又は大学院農学研究院に所属する職員が、地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。	220円		1日
	② ①の作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたとき。	320円		
	③ 施設部に所属する職員が、地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行った営繕工事の監督に従事したとき。	200円		
	④ ③の作業が地上30メートル以上の箇所で行われたとき。	300円		
爆発物取扱等作業手当	一般職基本給表の適用を受ける職員が、直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したとき。	300円		1日
航空手当	職員が、航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したとき。	一般職基本給表(一)2級以上 教育職基本給表2級以上		1時間
	① 試作又は改造の航空機用機器材の実験	一般職基本給表(一)1級 教育職基本給表1級		
	② 気象、地象又は水象の観測又は調査			
	③ 水路又は陸地の測量			
	④ 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査			
⑤ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査				
種雄牛馬取扱手当	農学部附属農場に所属する職員が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事したとき。	230円		1日
死体処理手当	① 医学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている一般職基本給表の適用を受ける職員が、当該教室における死体の処理作業に従事したとき。	3,200円		1日
	② 一般職基本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。ただし、同一の日に①の作業及び②の作業に従事した場合には、②の作業に係る手当は支給しない。	1,000円		

防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条2項及び第3項に定める感染症並びにこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員(教育職基本給表の適用を受ける職員を除く。)が、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。		290円	1日
放射線取扱手当	① 診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。		230円	1日
	② 職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中に当該職員が従事した放射線業務(①の業務を除く。)			
異常圧力内作業手当	① 職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。	気圧0.2メガパスカルまで	210円	1時間
		気圧0.3メガパスカルまで	560円	
		気圧0.3メガパスカル超	1,000円	
	② 職員が、潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。	潜水深度20メートルまで	310円	
		潜水深度30メートルまで	780円	
		潜水深度30メートル超	1,500円	
	③ 職員が、潜水船「しんかい2000」又は「しんかい6500」に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。	一般職基本給表(一)4級以上	2,200円	
教育職基本給表3級以上				
一般職基本給表(一)3級及び2級		1,700円		
教育職基本給表2級				
	一般職基本給表(一)1級	1,400円		
	教育職基本給表1級			
災害応急作業等手当	職員が、地震により被災した文教施設の応急危険度判定の作業のうち、当該判定において「危険」又は「要注意」とされた施設に係る作業に従事したとき。		1,080円	1日
山上等作業手当	① 職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として本学が指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき。		410円	1日
	② 一般職基本給表の適用を受ける職員が、農学部附属演習林宮崎演習林又は北海道演習林(11月から翌年4月までの間に限る。)において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。		260円	
夜間看護等手当	助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	深夜の全部を含む勤務	6,800円	1回
		深夜における勤務時間が4時間以上	3,300円	
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	2,900円	
		深夜における勤務時間が2時間未満	2,000円	

		職員が、上記の勤務の交替に伴う通勤(自動車等を利用する場合を除く。)を行う場合には、通勤距離に応じて次の額を加算する。		
		通勤距離が片道2km以上5km未満	380円	1回
		通勤距離が片道5km以上10km未満	760円	
		通勤距離が片道10km以上	1,140円	
待機手当	病院別府病院で勤務する医療職基本給表適用職員が、救急の外来患者及び入院患者の容態の急変に備え、待機を命じられたとき。	夜間(17時15分から8時30分まで)	1,000円	1回
		休日の昼間(8時30分から17時15分まで)	600円	
極地観測手当	職員が、南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したとき。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から職員に対して極地観測手当に相当する金額が支給されるときは、この限りでない。	一般職基本給表(一)7級以上 教育職基本給表5級	4,100円	1日
		一般職基本給表(一)6級、5級及び4級 教育職基本給表4級及び3級	3,100円	
		一般職基本給表(一)3級 教育職基本給表2級	2,400円	
		一般職基本給表(一)2級 教育職基本給表1級	2,000円	
		一般職基本給表(一)1級	1,900円	
		越冬して行う業務に従事した場合は、上記の額にその100分の30に相当する額を加算する。		
健康管理等手当	産業医を命じられた職員が、職員の健康管理及び職場の衛生管理に関する業務に従事したとき。		20,000円	1月
基幹教育院手当	基幹教育院の教員が新たな授業科目の教育内容や教育手法の開発、実践、評価、改善、普及、定着に従事したとき。(基幹教育セミナー及び課題協学科目の両科目に従事)	教育職基本給表5級及び4級 教育職基本給表3級及び2級	20,000円 10,000円	1月
	基幹教育院の教員が新たな授業科目の教育内容や教育手法の開発、実践、評価、改善、普及、定着に従事したとき。(基幹教育セミナーのみに従事)	教育職基本給表5級及び4級 教育職基本給表3級及び2級	7,000円 3,500円	
	基幹教育院の教員が新たな授業科目の教育内容や教育手法の開発、実践、評価、改善、普及、定着に従事したとき。(課題協学科目のみに従事)	教育職基本給表5級及び4級	13,000円	

備考 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間未満の場合の手当額は、上記の手当額に100分の60を乗じて得た額とする。
高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、種雄牛馬取扱手当及び災害応急作業等手当

別表第3 入試手当(第21条の2関係)

入試区分	職員区分	業務区分	手当額	
大学入試センター試験 一般入試 (前期日程及び後期日程)	教員	入試実施委員会委員	年度当たり 12,000円	
		一般入試世話人	年度当たり 10,000円	
		出題代表委員	年度当たり 10,000円	
		出題委員会委員(前期日程)	1科目当たり 70,000円	
		点検委員(前期日程)	1科目当たり 35,000円	
		出題委員会委員(後期日程)	1科目当たり 70,000円	
		点検委員(後期日程)	1科目当たり 15,000円	
		採点委員会委員(前期日程)A	1科目当たり 10,000円	
		採点委員会委員(前期日程)B	1科目当たり 20,000円	
		採点委員会委員(前期日程)C	1科目当たり 45,000円	
		採点委員会委員(前期日程)D	1科目当たり 60,000円	
		採点委員会委員(後期日程)	1科目当たり 15,000円	
		入学者選抜調査研究分析業務	年度当たり 22,000円	
		入学者選抜機械処理業務	1試験当たり 60,000円	
	教員以外	試験場業務(試験場長付)	1日当たり 10,000円 半日当たり 5,000円	
		試験監督者		
		救護業務(医師)		
		警備等の入学試験業務		
	AO入試 帰国子女入試 社会人入試 私費外国人留学生入試	教員	実施本部及び試験場事務	1日当たり 6,000円 半日当たり 3,000円
			救護業務(看護師)	
警備等の入学試験業務				
願書点検, 受験票発送, 問題仕分等				
入学者選抜機械処理業務		1試験当たり 45,000円		
編入学試験	教員	入試実施委員会委員	年度当たり 10,000円	
		出題者	1試験当たり 15,000円	
		点検者		
		採点者	1試験当たり 7,000円	
	面接者			
	教員以外	試験場業務(試験場長付)	1試験当たり 10,000円	
		試験監督者		
		警備等の入学試験業務		
入学者選抜機械処理業務(AO入試に係るものに限る。)		年度当たり 60,000円		
大学院入試	教員	試験場事務	1試験当たり 6,000円	
		警備等の入学試験業務	年度当たり 45,000円	
編入学試験	教員	入試業務従事者	1試験当たり 3,000円	
	教員以外	試験場事務	1試験当たり 3,000円	
大学院入試	教員	入試業務従事者	1試験当たり 3,000円	

備考

1 採点委員会委員(前期日程)におけるAからDまでの区分は、それぞれ次の受験者数に係る採点業務に従事した場合に適用する。

A:1~99名 B:100~1,999名 C:2,000~4,999名 D:5,000名以上

2 編入学試験及び大学院入試の入試業務従事者とは、大学入試センター試験及び一般入試における教員の業務区分に相当する業務をいう。

3 第21条の2第1項ただし書により、管理職手当の適用を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員について入試手当の支給対象となる業務区分は、入試区分に応じ、次のとおりとする。

- ① 大学入試センター試験及び一般入試
入試実施委員会委員、一般入試世話人、出題代表委員、出題委員会委員、点検委員及び採点委員会委員
- ② AO入試、帰国子女入試、社会人入試及び私費外国人留学生入試
入試実施委員会委員、出題者、点検者、採点者及び面接者
- ③ 編入学試験及び大学院入試
①又は②に相当する業務

別表第4（第33条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
<p>特定プロジェクト教員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、特定の目的のための教育研究の業務に従事する者をいう。）、寄附講座教員及び寄附研究部門教員（当該寄附講座及び寄附研究部門に係る寄附金により期間を定めて雇用される者をいう。）、共同研究部門教員（当該共同研究部門に係る研究経費により期間を定めて雇用される者をいう。）並びにテニユアトラック制教員（期間を定めて雇用され、若手研究者育成計画に基づく教育研究業務に従事する者をいう。）</p>	<p>第11条（基本給の異動） 第12条（基本給調整額） 第14条（管理職手当） 第15条（初任給調整手当） 第16条の3（広域異動手当） 第17条（扶養手当） 第18条（住居手当） 第20条（単身赴任手当） 第22条（特勤勤務手当） 第23条（特勤勤務手当に準ずる手当） 第23条の2（遠隔地手当） 第24条（寒冷地手当） 第29条（管理職員特別勤務手当） 第31条（勤勉手当）</p>
<p>特定有期プロジェクト支援職員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における教育研究プロジェクトの支援業務に従事する事務職員及び技術職員をいう。）</p>	<p>第11条（基本給の異動） 第12条（基本給調整額） 第14条（管理職手当） 第15条（初任給調整手当） 第16条の3（広域異動手当） 第17条（扶養手当） 第18条（住居手当） 第20条（単身赴任手当） 第21条（特殊勤務手当） 第21条の2（入試手当） 第21条の3（学位論文調査手当） 第22条（特勤勤務手当） 第23条（特勤勤務手当に準ずる手当） 第23条の2（遠隔地手当） 第24条（寒冷地手当） 第28条（宿日直手当） 第29条（管理職員特別勤務手当） 第31条（勤勉手当）</p>
<p>特定有期代替事務職員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における就業通則第12条第1項第1号に該当し休職中の職員又は休職から復職し事務支援・環境保全センターに配置された職員（以下「休職職員等」という。）の業務を処理する事務職員をいう。）及び特定有期代替技術職員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における休職職員等の業務を処理する技術職員をいう。）</p>	<p>第11条（基本給の異動） 第12条（基本給調整額） 第14条（管理職手当） 第15条（初任給調整手当） 第16条の3（広域異動手当） 第17条（扶養手当） 第18条（住居手当） 第20条（単身赴任手当） 第21条の3（学位論文調査手当） 第23条（特勤勤務手当に準ずる手当） 第28条（宿日直手当） 第29条（管理職員特別勤務手当） 第31条（勤勉手当）</p>